

砥部町徘徊高齢者家族支援事業実施要綱

平成24年6月15日

砥部町告示第80号

(趣旨)

第1条 この告示は、地域支援事業として徘徊高齢者の早期発見と安全確保を目的として居場所を確認できるシステム（以下「探索システム」という。）を貸与するために必要な手続きについて定めるものとする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、砥部町とする。

(事業の委託)

第3条 本事業の運営は、適切な事業運営が確保できると認められる民間事業者に委託するものとする。

(対象者)

第4条 本事業の対象者は、町の住民基本台帳に登録され、現に砥部町に居住している65歳以上の者で、認知症による徘徊が見られ、居場所の確認が必要な状態にある者を介護する家族等とする。

(装置の性能)

第5条 第1条の探索システムは、適切な運営が確保できる事業者が所有する効果的なシステムとする。

(利用の申請)

第6条 本事業を利用しようとする者は、地域支援事業利用申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第7条 町長は、前条の申請書を受理したときは、必要な事項を調査して設置の可否を決定し、徘徊高齢者家族支援事業決定(却下)通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(管理義務)

第8条 装置の貸与を受けた者(以下「利用者」という。)は、装置を安全に、かつ、注意をもって維持管理しなければならない。

2 利用者は、装置の全部又は一部を損傷し、又は滅失したときは、直ちに町長にその状況を報告し、町長の指示に従わなければならない。

(利用の解除)

第9条 町長は、貸与期間中であっても、貸与の必要がなくなつたと認めたときは、利用を解除することができる。この場合、徘徊高齢者家族支援事業解除通知書(様式第3号)により、利用者に通知しなければならない。

(帳簿等の整備)

第10条 受託者は、本事業の運営に必要な帳簿等を整備するとともに、提供したサービスの内容、利用回数等を翌月10日までに町長に報告するものとする。

(負担金)

第11条 利用者負担金は無料とする。ただし、1月に2回を超えて検索が行われた場合において、その超えて行われる検索に要する費用は、利用者が全額負担するものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

地域支援事業申請書（特定・一般・任意）

年 月 日

砥部町長 様

申 請 者	住所
	氏名
	電話 () —
	利用者との続柄 ()

利用者住所	砥部町		電話() —		区名	
フリガナ 利用者氏名		男・女	生年月日	年 月 日(歳)		
身体状況	1 自立 2 要支援(1 2) 3 要介護(介護度 1 2 3 4 5) 4 介護認定申請中 5 認定を受けていない					
利用する 事業名	徘徊高齢者家族支援事業		内容 探索システムの貸与			
申請理由						
家族構成	氏 名	年齢	利用者との 続 柄	同居・別居	生計中 心 者	主な介護者
緊急時の 連絡先	住所			電話番号	() —	
	氏名		続柄		勤務先	
担当児童民生委員	氏名		印	電話番号	() —	

※ この申請書には、在宅高齢者調査表を添付してください。

※ 個人情報については、砥部町地域包括支援センターで厳重に保管し、この事業の目的以外には使用いたしませんので、ご了承ください。

在 宅 高 齢 者 調 査 表

利用者氏名

介護保険による要介護認定						
1 自立 2 要支援 (1 2) 3 要介護 (介護度 1 2 3 4 5)						
4 介護認定申請中 5 認定を受けていない						
日常生活の状況	生活動作	自 立 度				
	歩行 (移動方法)	1 できない 自立	2 大部分介助 車椅子 杖	3 やや介助 つたい歩き	4 できる いざり	
	座位	1 できない	2 大部分介助	3 やや介助	4 できる	
	寝返り	1 できない	2 大部分介助	3 やや介助	4 できる	
	衣服着脱	1 できない	2 大部分介助	3 やや介助	4 できる	
	入浴	1 できない	2 大部分介助	3 やや介助	4 できる	
	食事 (内容)	1 できない 普通食	2 大部分介助 軟食 流動食	3 やや介助 経管栄養	4 できる 回 / 1 日	
	排泄 (排泄動作)	1 できない 自立 (和 洋)	2 大部分介助 ポータブル	3 やや介助 尿器 おむつ	4 できる カテーテル	
	寝具の始末	1 できない	2 大部分介助	3 やや介助	4 できる	
	視力	1 見えない	2 ほとんど見えない	3 やや悪い	4 できる	
	聴力	1 聴こえない	2 大声なら	3 聴こえにくい	4 普通	
	言語	1 不自由	2 聴きとれない	3 聴きとりにくい	4 普通	
精神の状況	性格	1 朗らか 2 親しみやすい 3 几帳面 4 凝り性 5 わがまま 6 頑固 7 自分のことを気にしやすい 8 人にとけこめない 9 短気 10 無口 11 融通がきかない				
	対人関係	1 拒否的である 2 普通 3 協調的である				
	精神状態	認知症症状 無・有 (程度: 重度 ・ 中度 ・ 軽度)				
		記憶障害	1 自分の名前がわからない、寸前のことも忘れる 2 最近の出来事がわからない 3 物忘れ、置き忘れが目立つ			
	問題行動	失見当	1 自分の部屋がわからない 2 時々自分の部屋がわからなくなる 3 異なった環境に置かれると場所がわからない			
		攻撃的行動	1 他人に暴力をふるう	2 乱暴なふるまいを行う	3 攻撃的な言動を行う	4 なし
		自傷行為	1 自殺を図る	2 自分の体を傷つける	3 自分の衣服を裂く、破く	4 なし
		火の扱い	1 火を常にもてあそぶ	2 火の不始末が時々ある	3 火の不始末をする事がある	4 なし
		徘徊	1 屋外をあてもなく歩き回る	2 家中をあてもなく歩き回る	3 時々部屋内でうろうろする	4 なし
		不穏興奮	1 いつも興奮している	2 しばしば興奮し騒ぎたてる	3 時には興奮し騒ぎたてる	4 なし
		不潔行為	1 糞尿をもてあそぶ	2 場所を構わず排尿排便する	3 衣服等を汚す	4 なし
	失禁	1 常に失禁する	2 時々失禁する	3 誘導すれば自分でトイレに行く	4 なし	

注書 認知症症状とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第15項に規定する認知症の症状をいう。

第 号
年 月 日

徘徊高齢者家族支援事業決定（却下）通知書

様

砥部町長

年 月 日付けで申請のあった徘徊高齢者家族支援事業について決定（却下）したので通知します。

1. 貸与対象者

2. 貸与開始日 年 月 日から

3. 却下理由

様式第3号（第9条関係）

第 号
年 月 日

徘徊高齢者家族支援事業解除通知書

様

砥部町長

年 月 日付け 第 号によって決定通知した徘徊高齢者家族支援事業について次のとおり解除するので通知します。

1. 貸与対象者氏名

2. 貸与解除する時期 年 月 日から

3. 解除の理由